

岐阜県立大垣南高等学校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岐阜県立大垣南高等学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会及び総会後の懇親会の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 会員名簿の作成
- (4) 同窓会ホームページの管理及び運営
- (5) 岐阜県立大垣南高等学校在校生に対する指導援助
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第4条 本会は、事務局を岐阜県立大垣南高等学校内に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 会員 岐阜県立大垣南高等学校を卒業した者、又は在学した者で評議員会からの推薦により理事会で承認を得た者
- (2) 名誉会員 岐阜県立大垣南高等学校に在職している職員及び在職していた職員並びに特別に縁故のある者
- (3) 賛助会員 岐阜県立大垣南高等学校同窓会活動に理解のある個人又は法人

(除名)

第6条 会員のうち、本会の体面を著しく汚す行為があった者は、理事会の議決をもって除名することができる。

(会員情報の変更)

第7条 会員は、転居及び勤務先の変更並びに改姓等により、会員情報に変更があったときは、速やかにその旨を事務局に連絡するものとする。

第3章 役員

(種別及び定数)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 3名
- (4) 理事 10名以上20名以内
- (5) 監事 3名
- (6) 評議員 若干名
- (7) クラス委員 若干名

(名誉会長、会長、副会長及び監事の選出等)

第9条 名誉会長は、岐阜県立大垣南高等学校校長をもって充てる。

2 会長は、理事会において会員のうちから選出し、総会の承認を得て就任する。

3 副会長は、理事会において会員のうちから選出し、総会の承認を得て就任する。

(理事の選出)

第10条 理事は、理事会において選出し、総会の承認を得て就任する。

- 2 専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が指名する。
- 3 理事に欠員のあるときは、理事職務代行者を置くことができる。
- 4 理事職務代行者は、会長が指名する。

(監事の選出)

第11条 監事は、理事会において選出し、総会の承認を得て就任する。

(評議員、クラス委員の選出)

第12条 評議員は、会員のうちから卒業年次毎に2名を選出する。

- 2 クラス委員は、会員のうちから卒業時のクラス毎に2名を選出する。
- 3 前2項に定める評議員、クラス委員に変更があったときは、速やかにその旨を事務局に連絡するものとする。

(任期)

第13条 会長、副会長、理事及び監事の任期は、概ね2年とする。

- 2 前項に定める役員の任期は、就任の日から、総会の承認を得て、新たな役員が就任する日までとする。
- 3 名誉会長、評議員、クラス委員の任期は、これを定めない。
- 4 欠員を生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第8条第4号に定める定数の範囲において理事を増員する場合の増員される理事の任期は、概ね2年を限りとして、総会の承認を得て、別に定める。
- 6 第10条第3項に定める理事職務代行者の任期は、概ね1年を限りとして、会長が別に定める。
- 7 役員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その役員は、解任されるものとする。
- 8 役員の再任はこれを妨げない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の企画運営にあたる。
- 4 専務理事は、常時、会務を処理し、常務理事はこれを補佐する。
- 5 監事は、会務及び会計を監査する。
- 6 評議員は、評議員会を構成し、本会の重要事項を確認する。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次に掲げる者のうちから総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - (1) 本会の会員で、本会の発展に格段の寄与をした者
 - (2) 本会の会員以外で、本会に対し特に関係が深い者
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営に対し意見を述べるることができる。
- 4 顧問の任期は、これを定めない。

第4章 会議

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、本会の事業及び次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 予算案の承認
 - (3) 決算案の承認
 - (4) 会則変更案の承認
 - (5) その他の重要事項
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長をもって充てる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(評議員会)

第17条 評議員会は、会長、副会長、理事、監事及び評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事会の議決を確認する。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 評議員会の議長は、会長をもって充てる。

第5章 総会

(総会の開催)

第18条 総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(招集等)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会への付議事項及び議決)

第20条 総会に付議すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員の承認
- (2) 予算の承認
- (3) 決算の承認
- (4) 会則変更の承認
- (5) その他の重要事項

2 総会における議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6章 会計

(会費等)

第21条 本会の経費は、入会金、賛助会費、広告費、寄付金及びその他雑収入をもってこれに充てる。

第22条 会員及び賛助会員は、入会金及び賛助会費を納入するものとする。

2 入会金及び賛助会費の金額並びに納入方法は、総会で定める。

3 入会金及び賛助会費は、返金しない。ただし、事務手続きの瑕疵による場合を除く。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第7章 支部

(支部の設置等)

第24条 各地方在住の会員は、会長の承認を得て、支部を設けることができる。

2 支部の活動状況は、年1回以上、会長に報告しなければならない。

3 支部の経費は、当該支部の負担とする。

附 則

1 この会則は、昭和25年4月から施行する。

附 則

1 この会則は、昭和48年8月から改正施行する。

附 則

1 この会則は、昭和55年8月から改正施行する。

附 則

1 この会則は、昭和58年8月から改正施行する。

附 則

1 この会則は、昭和62年8月から改正施行する。

附 則

1 この会則は、平成25年8月から改正施行する。

附 則

1 この会則は、平成30年8月から改正施行する。

附 則

1 この会則は、令和元年8月から施行する。

附 則

1 この会則は、令和4年6月から施行する。